

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和4年9月20日（火）

午前10時30分開会、午後1時4分閉会

場 所 第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

- ① 議案第56号 令和4年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- ② 議案第57号 令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- ③ 議案第58号 令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）

(2) その他協議事項

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業・新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正予算（案）について
- ② (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地の見直しについて
- ③ 水郷プール利用者数の報告について
- ④ ネーミングライツスポンサーの決定について

(3) 付託された請願・陳情の審査

① 新規分

受理番号7 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

4 その他

(1) 土浦市公共施設再編・再配置計画の策定について

5 各種委員会委員の選出

(1) 土浦市民生委員推薦会委員

6 閉 会

出席委員（8名）

委員長 下村 壽郎
副委員長 奥谷 崇
委 員 田子 優奈
委 員 目黒 英一
委 員 矢口 勝雄

委員 塚原 圭二
委員 鈴木 一彦
委員 福田 一夫

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（17名）

教育長	入野 浩美
教育部長	望月 亮一
参事	菊地 正和
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	田中 裕之
生涯学習課長	佐賀 憲一
スポーツ振興課	大橋 博
保健福祉部長	塚本 哲生
障害福祉課長	小池 政幸
高齢福祉課長	塚本 浩幸
国保年金課長	刈山 和幸
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	加藤 史子
こども包括支援課長	佐藤 千加子
保育課長	野中 佑起男
市長公室長	川村 正明
行革デジタル推進課長	元川 宏

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。早速、協議事項（1）付託された議案の審査に入ります。議案第56号、令和4年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山国保年金課長 50ページをお願いいたします。議案第56号、令和4年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）案について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、1億8,124万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、143億9,698万円とするものでございます。令和3年度決算に伴う余剰金について補正をお願いするものです。歳入から説明させていただきますので、55ページをお願いいたします。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、令和3年度決算剰余金による繰越金の増額でございます。つづきまして、歳出でございます。56ページをお願いいたします。6款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金につきましては、決算剰余金による繰越金を財政調整基金積立金に積み立てるものでございます。なお、財政調整基金の残高状況でございますが、5月末現在、25億7,934万265円でございますが、これに今回の積立金を加えますと、27億6,058万7,576円となります。説明につきましては、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長 それでは、採決をいたします。議案第56号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第56号、令和4年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）は、原案どおり決しました。つぎに、議案第57号、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山国保年金課長 57ページをお願いいたします。議案第57号、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）案について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ326万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億1,193万7,000円とするものでございます。令和3年度決算に伴う剰余金について補正をお願いするものです。歳入から説明させていただきますので、62ページをお願いいたします。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、令和3年度決算剰余金による繰越金の増額でございます。つづきまして、歳出でございます。63ページをお願いいたします。4款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、令和3年度決算剰余金による繰越金を一般会計へ返還するものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長 それでは、採決をいたします。議案第57号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第57号、令和4年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、原案どおり決しました。つぎに、議案第58

号令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○塚本高齢福祉課長 議案書64ページをお願いいたします。令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明をいたします。今回の補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億3,845万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ125億4,322万7,000円とするものでございます。令和3年度の介護給付費等が確定したことにより精算を行うもので、介護保険の制度上、毎年第3回定例会にて補正をお願いしているものでございます。69ページをお願いいたします。歳入になります。8款、1項、1目繰越金につきましては、令和3年度介護保険特別会計の歳入総額、118億1,651万7,000円に対し、歳出総額、116億7,806万1,000円で、歳入歳出差し引き1億3,845万6,000円となりましたことから、この決算剰余金を令和4年度の歳入に繰り入れ、介護給付費準備基金積立金や国、県支払基金への返還金、一般会計繰出金の財源とするものでございます。つづきまして、70ページをお願いいたします。歳出でございます。4款、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、令和3年度の保険料決算剰余金等について介護給付費準備基金へ積立てを行うものでございます。なお、現在の基金残高は6億6,837万2,370円となっており、今回の積立金1,438万5,334円を加えますと、6億8,275万7,704円となります。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金につきましては、国県支出金及び支払基金交付金について令和3年度の実績が見込みを下回ったことから、超過受入分について返還するものでございます。5款、2項繰出金、1目一般会計繰出金につきましては、令和3年度に市に受け入れました市負担分の超過受入分について、一般会計に返還するものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

（「なし」という声あり）

○下村委員長 ないようですので、それでは、採決をいたします。議案第58号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○下村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第58号、令和4年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第1回）は、原案どおり決しました。（2）その他の協議事項に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和4年、9月20日開催を準備してください。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業の補正予算案についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○水田健康増進課長 資料①-1をお願いいたします。令和4年度土浦市一般会計補正予算第7回案について御説明させていただきます。本定例会の追加で補正をお願いするものは、5歳から11歳を対象とする小児への3回目接種についてでございます。小児への接種は、これまで1、2回目の接種を継続して実施させていただいたところ、8月末に3回目の接種が求められましたことから、今回追加で補正を計上させていただいた

ところでございます。3番の補正予算額でございます。(1)としまして、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、歳入歳出同額の131万6,000円を増額させていただくものでございます。歳入につきましては、国庫補助金10分の10でございます。次のページをお願いいたします。歳出でございます。3回目接種にあたりまして、接種券の郵送料、システムの改修に係る経費、同封させていただく説明書の印刷経費となるものです。(2)といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。こちら、歳入歳出同額の540万3,000円を増額させていただくものでございます。歳入につきましては、国庫負担金10分の10。歳出につきましては、協力医療機関で接種をする委託料。おおむね1回目の小児の接種が終了している1,800人を対象に予算を計上させていただいたところでございます。補正の説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。これは、最終日の議会に上程される補正予算案、第7回のほうです。御質問等よろしいでしょうか。

○**水田健康増進課長** 資料のほうで、ワクチン接種の次に①-2としまして、オミクロン株対応ワクチン接種の御案内というものを。もう1点、①-3としまして、市民の皆様への周知の案内文の2点の御説明をさせていただきたいと思っております。まず、①-2としまして、4回目接種をまだ受けていない市民の皆様へと赤字で記載させていただいているものでございます。オミクロン株対応ワクチンの予算につきましては、定例会初日で先議をいただいたところでございます。まず、オミクロン株対応ワクチンを最初に接種していただく方は、4回目接種を未接種の方が対象となります。現在、4回目の接種券をお持ちで未接種の方、おおむね1万3,000人がいらっしゃいますが、その方に対して、4回目のワクチン、オミクロン株対応ワクチンが接種できますという御案内をハガキで通知させていただきたいと考えてございます。御覧いただいているものは、ハガキの裏面にこの内容を記載させていただいて、おおむね1万3,000人の方に御案内をさせていただく内容となっております。ホームページ上でも、既に御案内をさせていただいているところがございますが、ホームページを見られない方もございますので、そういう方にもれなく御連絡をさせていただく内容となっております。つづきまして、資料①-3を御覧ください。新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ、ワクチン接種情報ナンバー21でございます。こちらにつきましては、広報紙10月上旬号と合わせて周知をさせていただくものでございます。1点目といたしまして、これまでコロナワクチン接種の実施期間が令和4年9月30日となっていたところ、先週、国から令和5年3月31日まで延長されましたことから、その御案内をさせていただくものでございます。2点目、新しいワクチンのオミクロン株対応2価ワクチンについて説明をさせていただきたいと思っております。対象の方は、12歳以上で2回目接種を完了している方となります。前回の接種から5か月以上間隔が開いた方が対象となります。土浦市から発行された接種券を持っている方、4回目未接種の方、3回目未接種の方の順で取組んでまいりたいと考えてございます。土浦市から発行された接種券を持っていない方、4回目を未接種の方で59歳以下の方については、基礎疾患がある方については申請に

基づき発行しておりますが、それ以外の方については対策室で今持っている状況でございます。5か月間隔を超えている方の順番でこれから接種券を郵送してまいりたいと考えてございます。接種会場でございますが、協力医療機関に現在照会をさせていただいて、おおむね前回までと同じ70医療機関で実施が可能な状況となっております。また、市の集団接種、イオンモールでは、10月8日から接種を開始していきたいと考えてございます。その下の表につきましては、年齢、接種回数ごとに接種ができるワクチンを表示させていただいております。今回のオミクロン株対応2価ワクチンにつきましては、初めてののお知らせとなりますので、赤字で記載をさせていただいております。次のページをお願いいたします。先ほど補正予算の中でも説明をさせていただいた、5歳から11歳の小児の3回目接種について御案内をさせていただきたいと考えてございます。小児へのワクチンについては、12歳以上で使用しているファイザーのワクチンとは全く別物の小児用のファイザーのワクチンとなります。4番、10月以降の集団接種会場につきましては、先ほど御説明をさせていただいたとおり、10月8日からオミクロン株対応ワクチンで接種を実施していきたいと考えてございます。今週末の9月25日までは、従来株対応ワクチンを使って接種をして、1週変更の間隔を開けて、10月8日から3回目、4回目接種としてモデルナ社のオミクロン株対応2価ワクチンを使用していきたいと考えてございます。なお、茨城県における大規模接種につきましては、9月末で終了することとなっております。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口委員** 今回4回目接種の対象となる59歳以下の5か月経過後の方への案内の出し方なのですが、3回打ったという情報を基に順次出していかれるということでありましたけれども、もう5か月たっている方はかなりいらっしゃると思うのですが、出していく順番というのは特に考えていらっしゃいますか。3回目を早く打った順番に出していくとか、具体的にもし考えていらっしゃるのだったら、お教えいただきたいと思いません。

○**水田健康増進課長** 矢口委員のおっしゃるとおり、間隔が開いている方から順番に接種券を郵送してまいりたいと考えてございます。ただし、医療機関もまだ準備が整わない状況でございますので、1週間くらい開けて、5,000通ずつくらい出していくようなスケジュールで、今は考えてございます。

○**矢口委員** 分かりました。おそらく皆さんここが疑問というか、早く打ちたい方がいらっしゃると思うので、お伺いしました。ありがとうございます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○**下村委員長** つぎに、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地の見直しについてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**塚本教育総務課長** 資料2をお願いいたします。(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地の見直しについてでございます。8月23日に実施いたしました第1回(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会につきましては、事前委員会

において御説明をさせていただきましたが、検討委員会での審議の結論といたしまして、1のこれまでの経緯に記載のとおり、現候補地については課題や不安が多く、市に見直し案を検討してほしいとのことでした。市といたしましても、近年の上大津地区における国道354号線の交通量の著しい増加や交通死亡事故等の発生により、候補地周辺を取り巻く事情は、土浦市上大津地区適正配置実施計画を策定した当時とは大きく変化しており、通学路の安全確保が大きな課題であると認識しております。したがって、子供たちの安全確保は最優先であることから、現在の候補地である土浦第五中学校西側につきましては、見直すことといたしましたので、御報告をさせていただきます。なお、今後につきましては、2番のスケジュールにございますとおり、別添として資料を次のページに添付をさせていただいておりますが、現候補地の見直しについて10月上旬号の広報紙の配布に合わせて、五中地区の全世帯に各戸配布し、周知をする予定でございます。また、新たな建設候補地につきましては、第2回検討委員会を10月下旬に開催を予定しておりますが、今後の検討委員会において協議をしていく予定でございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**塚原委員** 今の内容から聞くと、今回の五中西側の土地については、白紙ということなのか。前日お伺いした時は、この土地も一応選定の中には入っているよということなのか、それを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○**塚本教育総務課長** 五中西側につきましては、第1回の検討委員会の時に現候補地を含めて検討を委員の皆様にしていただきました。その際の結論といたしまして、現在の五中西側候補地については見直していただきたいという意見をいただきまして、それを踏まえて、執行部としてはこれまでの課題検討にもある交通量の増加や、死亡事故等も発生して、子供の安全確保が第一ということで結論付けまして、現候補地については見直しを図るということで結論に至った次第でございます。

○**塚原委員** この候補地はもうないよということでよろしいのですか。

○**塚本教育総務課長** はい。そのとおりでございます。

○**塚原委員** 前はこの候補地も入って、もう一度ほかを見直すというふうに聞いたような気がしたのですけれども。

○**奥谷副委員長** 今の見直しの御説明を聞いていると、国道を渡るのでそれが一つ危険だというお話だと思うのですけれども、そう考えると、国道から五中側のエリアというのはもう候補地に入らないというふうに私は聞こえてしまうのですけれども。その辺はどのようなふうにお考えなのか。今聞いていて疑問に感じたので、お聞かせください。

○**塚本教育総務課長** これまでは五中の西側ですので、国道354号線をおおつ野地区を始めとしまして、多くの児童生徒が上大津東小学校の約半数以上渡るようなかたちで考えておりました。そのなかで、先ほども申し上げたとおり、死亡事故等も発生しているという具合があります。そのなかで、歩道橋等も設置を可能性として残していたわけなのですけれども、今年度に入りまして県とも協議をしました結果、歩道橋については難しいという意見がございましたので、多くの児童を渡らせるという危険を含んでいる

以上は、北側の部分は見直すというかたちで、今後につきましては、354号線の南側というかたちで考えている次第でございます。

○奥谷副委員長 バスを当初使うというお話もあったと思いますが、そのバスの稼働というのは無くなったということでしょうか。

○塚本教育総務課長 一つの方策として、バスで全員を移動するという手段ももちろん残されたわけなのですけれども、コストの面もかなりの金額になりますので、そちらのなかで西側は候補地からは除外したというかたちにはなります。

○奥谷副委員長 改めて、国道から北側といいますか、中学校よりのエリアではなくて、その国道よりおおつ野側というか、そちらでこれから候補地を探すということの捉え方でいいのですか。

○塚本教育総務課長 委員のおっしゃるとおりで、基本的な考え方としては、市として小中一貫を推進するという考え方がありますので、適正配置検討委員会での意見を踏まえまして、今後候補地について地域の皆様と検討をしていくということになります。

○矢口委員 私もこの354号線のことで一つ要望をお伝えしたいと思います。この国道の北側であろうと、南側であろうと、この学区内に国道が横切っている以上は、誰かがこの国道を渡らなければいけないことには変わりはないわけで、単に多いか少ないかだけだと思うのですね。もう一つ大事な視点は、小学生だけではなくて、小学校を卒業した中学生、五中にほとんどの方は行かれると思うのですが、その子たちは、もう自由に勝手に行けよという状態にしてしまってもいいのでしょうか。ですから、この検討委員会の話合いの中で、是非地域全体で、小学生だけではなくて、中学生、もっと年上の高齢者も渡ることになるので、地域全体でこの354号をどう安全を図っていくのかという視点も入れていっていただきたいです。

○下村委員長 今お伺いしていて、塚原委員も前回説明を受けたお話をされたと思うのです。西側を含めて半径500メートルの中でも検討しますよという言い方をされたのですよね。そうしたら、第1回委員会で変化をして、市では354号の交通量の著しい増加や交通事故、死亡事故の発生等という理由を付けてきたのです。一つは、こういうことを言いながら、中学校については、矢口委員からも意見がありましたけれども、自転車通学とか歩いての通学で354号を横断するわけです。そういったことを無視するわけにはいかないというのも一つあるのだらうと思うのです。市としては、県と折衝をしたけれども、横断歩道橋は付けられませんという話があったのでという理由も一つありましたけれども、実際に市で付けることは不可能なのですか。可能なのですか、横断歩道橋。子供たちをこのままにしておくわけにはいかない。中学生を。今の中学生を放り投げてしまうという言い方をされましたけれども、それはちょっと違うのかなと。もうちょっと考えてあげないといけないのかなと。だから、横断歩道橋を市で作ればいいのかという話が出てくるのかなというのが一つ。もう一つが354号は協同病院のほうに入っていく交差点までがすごい交通量が激しい。朝はかすみがうら市のほうから来る車も多いですけれども、実は協同病院に行く患者さんの方とか、あるいは勤めていらっしゃる方とか、そういった方が非常に多いのですね。そういうなかで、県

道下の、沖宿のほうに向かっていく県道の拡幅を市議会として考えなくてはいけないのかな。拡幅をして交通量を変えるとか、そういった話も考えていかないといけないかもしれません。何か知らないのだけれども、354号のおおつ野側と五中側というふうに、横断しなければならないという一つ選定がこちらからいったらおおつ野側になっていきましたけれども、では、中学校も一緒に先ほども小中一貫教育という話になって、確保の意味からもという理由が最初にあった。では、中学校も一緒に併設して、新しく造ってしまえばいいのではないのという話が出てきたらどうするのですか。教育長、すみません。大変難しいことを言い出してしまって。

○入野教育長 まとめさせていただきます。各委員からいろいろな御要望、御意見をありがとうございます。おさらいをさせていただきます。まず、塚原委員からございました、分かりづらいプロセスなど、ここをおさらいしておきます。いろいろな事情、御意見も多々ございますけれども、課長が先ほど申し上げたとおり、検討委員会は23日に第1回が公式に行われました。いわゆる審議会のような性格のものでございます。この審議会は、2回ないし3回行う予定でございます。今のところ年末まで行う予定でございます。この最終的な検討委員会、審議会の結果を踏まえて、最終的に市が決定をいたします。検討委員会の最終的な検討結果は、最終結果ではございません。これだけまずは申し上げておきます。実は検討委員会を行う前に事前に懇談会ということで、陳情等があったことを踏まえて、非公式に任意の方にお集まりいただきまして、それで御意見をいただきました。その中でPTAを始めとして、非常に子供たちの通学路、安全確保が一番重要だよという意見が9割以上ございました。そこで、私どもとしては、任意の懇談会でありますけれども、そういったことは市側も全く同じ意見でございますので、その時点では2年前に検討委員会を開いておりますので、検討結果を踏まえて、市が五中隣接と周辺500メートル以内というサークルの中でありまして、そういうふうな検討結果を正式に決定をして事務を進めてきたわけでありまして。しかしながら、結局そういった意見があったこともあって、その検討結果、つまり、五中周辺500メートル以内と、この段階の時点では、私どももちゃんと視野に入れておりました。ですから、その懇談会の席では教育部長から皆さんの御意見ほとんどが、小学生が国道を渡らない方法にしてくれと意見がありましたが、はいそうですねというお答えはできませんので、その時点ではそういう御意見も踏まえて、だけれども、今の正式な2年前に市が決定をした検討結果も含めてトータルのにもう1回検討委員会を立ち上げて、検討を審議会としてやっていただきましょうと。そういう結論で、そういうプロセスを踏んで、第1回の検討委員会が23日に開催をしたわけでありまして。ですから、開催をした23日の9時の時点では、当然に今の西側、くぼ地も含めた隣接付近も視野に入っております。検討委員会、審議会がどんな検討結果をとということで、私どもも同席をしておりましたが、その検討結果がほぼ100パーセントに近く、もろもろ含めて総意ということで、その検討結果が見直してほしいというような審議会の結果でありました。それを受けまして、今後2回、3回とありますけれども、その時点では私どもの受け止め方としては、これまでは今の現行案を含めて審議をしていただけたらという理解でおりまし

たけれども、審議会でありますので、きちんとしたメンバーも中立的な委員長も参加していただいて、その検討結果が市に対する意見がそういう結果でありましたので、なかなか現行案をそのまま踏まえるということは、審議会を軽視することになりますので、その時点では現行案以外のところで考えざるをえないなという結論に至ったと。これが正式なプロセスであります。今後についてでありますけれども、委員長から理論上であると思いますけれども、スクールバスについても、あるいは歩道橋の設置も、市が単独でということは理論上あります。乱暴な試算でありますけれども、市の財政状況が吹き飛ぶような財政負担ということは、各委員も御想像は容易だと思います。ですが、御意見としてそういう方法もあるでしょう。これはプロセスの問題だと思います。確かに、市が単独で何十億も掛けて、メンテナンスも含めて歩道橋を造ると。そして、そういった歩道橋はほかの地区にも、御存じのとおりほかの地区にも、この国道があります。非常に悩ましい状況も。また、この国道以外のところでもやはり、歩道橋設置ということで実績を作るということは、当然に市側としても今後の歩道橋とかそういった方法で財政負担を考えると、なかなか個人的な見解ですけれども、非常に厳しいのかなというふうに思っております。それが一つ。もう一つがちょっとお話が出ましたけれども、中学校の問題があります。確かにあの国道を自転車で横断をしながら渡っている子供たちがおります。五中生がおります。私も拝見しております。ですが、中学生を無視しているということではございません。飛躍した、これも歩道橋と同じような議論かもしれませんが、中学校を理論上だというふうに思いますけれども、全部国道を渡らないでと、あるいは少なくしてというような考え方は、当然でございます。私もそれはそのとおりだなと思います。しかし、べらぼうな財政負担、今回議論をしているのは、1、2年生を中心とした小学生。あの国道あるいは死亡事故が起こったところを、小学生を渡らせることは、果たしてどうなのかというところに、私たちは御意見を真摯に受け止めたわけでございます。中学生ももちろん自転車で、これは非常に危険極まりないと、そのようなことであります。各委員も御想像できると思うのですが、非常に難しい課題であります。ですから、ただ今、各委員から出た御意見、御要望、そして、検討委員会もいろいろな意見がやはり出てきます。地元の委員が中心でありますので、当然にいろいろな自分の地元に近いと、有利な、そういう意見は多くでございます。ですが、最終的に、私共は審議会でございますので、また、市としては財政負担も含めて、あるいは中学生のことも含めて、トータル的によその地区とのバランスとか、今後のこととか、あるいは神立地区のことであるとか、諸々検討材料はございます。ですから、そういったことも踏まえて、検討委員会の結果、あるいはまだ中間であります。検討委員会も途上であります。ですから、状況だけで今後を全部決定付けるという考え方は私はございません。この委員会にも進捗状況を今日も報告させていただきましたけれども、今後も慎重に検討委員会の意向も確認しながら、場合によっては理論上のお話でありますけれども、また五中隣接の現行案に戻るということだって理論上はございます。ですが、今の中間報告の状況ですと、検討委員会、審議会がそういうような意向なので、私共もそちらの可能性がやはり多いのかなというような審議の途上であります。全く無くなったと言え、方向性と

してはそのような傾向でございます。ですが、何度もお話したとおり、歩道橋も、中学校もということは理論上あります。ですが、そういったことが諸々判断材料がございますので、よく見極めながら議会ともよく御意見をいただきながら、今後も進めていきたいと。現時点で、非常に難しい状況に私共も置かれておりますけれども、慎重に検討していきたいということで、本日の時点では御容赦いただきたいと思っております。

○**下村委員長** 入野教育長ありがとうございます。私から変な理論の話だというような感じですがけれども、教育委員会は、実は小中一貫というのはきちんと推進しているわけですね。推進も何も実施をしているわけですから、中学校と隣接したり、併設したりするのは新治学園でも考えて、きちんとやっているわけですよ。実証されているわけですよ。なし崩しにならないようにだけしてほしいわけです。だったら、中学校も方法の一つとして理論的な話だけでも、中学校を移転すれば解決するかもしれないという発想があるのだらうと思うのです。そういったことも含めて、中学校を移転することによって、小学校も一緒に併設するから費用的には掛かるけれども、そういったことも検討の余地というのが少しあるのかなと感じられるので、地域の皆さんと十分に話し合いをしなければいけないけれども、待ったが効かない子供たちは。毎年毎年卒業していくわけですから、そこも含めてお考えいただきたいなというふうに感じます。

○**入野教育長** 委員長、ありがとうございます。答弁が長くなりましたので、申し訳ございません。2点ございます。一つは、理論上と私の言葉が過ぎたのかもしれませんが。やはりいろいろな方法論がこういう難しい課題だけに、今の中学校の移転も含めて、歩道橋の市単独予算で造ることも含めて、それは理論上かもしれませんが、諦めるわけではなくて、そ上に残して検討委員会に回ると、そういうふうな段取りで進めたいというように思います。そして、あまり短絡的にならずに、しっかりと軸足を小中一貫を推進するなかで、今後もいろいろな候補地の議論が、あるいは学校設置の話が出てくると思いますが、そこはどこの設置場所になったとしても、軸足である小中一貫教育がしっかりとできるような、そういうような仕組みといたしますか、取組方を同時に検討していくように進めていきたいと、そのように思います。ありがとうございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。この件につきましては、この辺でよろしいでしょうか。つぎに、水郷プール利用者数の報告についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○**大橋スポーツ振興課長** 資料③をお願いいたします。水郷プール利用者数の報告させていただきます。1番の営業期間ですが、8月31日まで、実営業日数は44日間ございました。2番の利用者数は、延べ6万1,409人で、そのうち1万8,716人の30.5パーセントが親子招待券の利用でございました。5番に年度別の利用者数をお示ししてございます。平成28年のリニューアルオープン以降、3番目の入場者数となりました。以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**目黒委員** 通常営業とは別に、ちびっ子プールだけの解放があったと思うのですがけれども、そちらの利用者数は把握されていますでしょうか。

- 大橋スポーツ振興課長 ちびっ子プールのほうも通常営業となりましたが、9月いっぱいまだ開放しておりますので、延べでの数字の報告は現在申し上げられない、途中と
なっております。
- 目黒委員 終了後、また教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。
- 大橋スポーツ振興課長 はい、了解いたしました。
- 下村委員長 公式LINEに水郷プール利用が8月でしたか、もう休止になりました
よね。出ましたけれども、お子さん連れの方が教育委員会の下の方の階に来ていたの
だけども、子供二人連れて。利用券が余ってしまったのだよなという言い方をされた
のですよ。その時は8月末の頃です。まだ、ちびっ子プールを開催しているというのは、
どこかで何か知らせていますか。
- 大橋スポーツ振興課長 通常の水郷プール全体を中止にした時とかは、ラインで回し
ておりますが、余ってしまったというのは。
- 下村委員長 余ったではなくて、行けなかったって。公式LINEを見て、もう終わ
ってしまったのねと。だから、使えなかったよという話が出ましたけれども、よく見て
なかったのかな、中身を。
- 大橋スポーツ振興課長 ちびっ子プールは、6月から開放しているのです。水郷プー
ルの一部だけを、ちびっ子プールだけ水深を浅くして開放しているもので。
- 下村委員長 だから、利用券は必要なし。
- 大橋スポーツ振興課長 おっしゃるとおりでございます。
- 下村委員長 利用券が必要だと感じていた親子さんですね。だって、利用券が来まし
たけれども、もう水郷プールはやっていないのですねと言われたのです。だから、その
辺がはっきり分からなかったのです。
- 奥谷副委員長 最近の話ですか。
- 下村委員長 8月の末です。利用休止の案内を公式LINEで出したのは、8月末で
したよね。
- 大橋スポーツ振興課長 8月の末に利用中止のLINEが回ったということですか。
- 下村委員長 8月の末だったと思ったよ、公式LINE。
- 大橋スポーツ振興課長 それは、その日の営業を中止にするという発表のラインを流
した次第ですが。
- 下村委員長 何の営業。
- 大橋スポーツ振興課長 その日でございます。
- 塚原委員 気温が低いとか、何かの時には、その日はちょっと中止にしますよとかあ
るんだよね。
- 下村委員長 もう一度よく調べます。ただ、ラインでヒューナック水郷プールだよね。
これに関して出ていましたよね、公式LINEに。
- 大橋スポーツ振興課長 8月最後の土曜日かと存じます。
- 奥谷副委員長 天候不順。
- 下村委員長 これを見た方がそういうふうに行ったんだ。紛らわしい。もう少し丁寧

に出していただければと思います。

○大橋スポーツ振興課長 かしこまりました。申し訳ございません。

○下村委員長 8月28日でした。それともう一つ、余ったら使えるのですかと言われたのですけれども。

○大橋スポーツ振興課長 説明書きにも書かせていただいております、ほかの用途では使えません。確かに、私ども事務局にも、来年以降もやるのですかという問い合わせもあつたりしております。以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。つぎに、ネーミングライツスポンサーの決定についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○大橋スポーツ振興課長 資料④をお願いいたします。新しくネーミングライツスポンサーが決定いたしましたので、御報告をさせていただきます。2か所の体育施設について、田中冷設工業株式会社から応募がございました。2番対象施設の1か所目が南部地区運動広場です。愛称は、南部田中冷設スポーツフィールド。略称は、TR南部でございます。2か所目は、神立公園野球場でございます。愛称は、田中冷設神立野球場。略称は、TR神立。命名権料は、いずれも年額30万円。また、契約期間は、令和7年9月30日までの3年間でございます。以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 これは、南部地区のTR南部は、以前は関彰だったと思うのですけれども。

○大橋スポーツ振興課長 関彰スポーツフィールドとこれまでは申しておりました。関彰商事が令和元年6月1日から令和4年5月31日までの3年間だったのですが、更新の時期を迎えまして、御意向を確認したところ、更新をしないということで。

○下村委員長 分かりました。代わりに田中冷設工業さんということですね。分かりました。ありがとうございます。執行部からその他ありますか。

○塚本教育総務課長 毎年度作成しております土浦の教育の2022年度版を作成いたしましたので、御報告させていただきます。サイドブックス内のその他資料、その他、令和4年度に掲載をさせていただいておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

○水田健康増進課長 健康増進課では毎年度、保健事業概要を作成しております、同じく、その他資料のその他、令和4年度に掲載させていただいておりますので、御覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

○下村委員長 執行部からはそのほかでございます。

(「ございません」の声あり)

○下村委員長 矢口委員より発言を求められております。矢口委員よろしく願いします。

○矢口委員 先日あった事件のことです。3歳児でしたか。認定こども園のバスの中に置き去りにされて、悲しい事故が起きてしまいました。この事故の大きな問題点は、

昨年も同じようなことがあって、その反省が生かされていなかったというところで、やはり私たち土浦市でもできる対策は取っておかなければいけないと強く思いました。そこで、今日は発言の機会をいただいて、質問をさせていただきます。まず、土浦市として同様にこども園のバスがどのような状況であるか。きっと、もう調査をされていると思うので、その御報告をお願いしたいのと、もう1点はこども園に限らず、小学校のスクールバスも気を付けていかなければいけないということなので、合わせてスクールバスの対策もお伺いいただければと思います。よろしくお願いたします。

○野中保育課長 今回、矢口委員からありました、認定こども園の送迎バスの状況について御説明させていただきます。お手元にA3の資料をお配りさせていただきまして、こちらはこども未来部で協議をいたしまして、現状を確認する必要があるため、9月13日付けで安全確認の調査票を送付したものでございます。そちらのほうをまとめましたので、まず資料を御確認いただけたらと思います。送迎バスを利用している施設は、認定こども園で11か所、2枚目になりますが、私立幼稚園で4か所、認可外保育施設で2か所と療育支援センターを加えた18施設になります。1枚目に戻っていただき、一番上の行の確認項目として、7項目を設定しました。まず、問1のバスに乗車する職員の数、資格、雇用形態では、全ての施設で運転手のほかに児童に対応ができる職員が乗車しており、大半が保育士又は幼稚園教諭の有資格者でありました。問2の乗車時、降車時の人数確認の方法及び問3の乗車人数のほかの職員との情報共有の方法では、全ての施設で、子供の乗車時、降車時の人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有してございました。ただし、降車時の人数確認についてダブルチェックを行っていない施設がありました。問4のバス運行や添乗に関するマニュアルでは、大半の施設は整備されていますが、わずかな施設で整備されていない所がありました。問5の欠席の連絡方法と情報の共有方法は、電話が一番多く、職員間における情報共有はなされていません。問6の危機管理マニュアルでは、全ての施設で整備されておりました。問7のバス置き去り事案後に、園内で実施したことについて、すべての施設でマニュアルの再確認や職員への注意喚起を実施していますが、それに加えて、今できることとしまして、置き去りされた児童がクラクションを鳴らすことや児童同士の声掛け及び大声で助けを呼ぶなど、児童に対する指導を行った施設がありました。こちらの調査結果については、明日、認定こども園の施設長に集まってもらう会議がありますので、そこで報告し、降車時の人数確認についてのダブルチェックの徹底及びバス運行や添乗に関するマニュアルが未作成の施設には、すぐの作成をお願いします。加えて、今できる取り組みとして、置き去りされた児童がクラクションを鳴らすことなどを紹介したいと考えています。認定こども園以外の施設については、メールで報告いたします。また、国、県の取り組みとしまして、9月13日に茨城県子ども未来課から、国の厚生労働省、文部科学省、内閣府の連名で、保育所、幼稚園、認定こども園等におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する緊急点検及び実地調査について、9月27日締切りの調査依頼があり、同日中に市内保育施設等に送付しております。今後、今回の緊急点検項目の回答に基づき、実地調査を行う予定です。報告は以上です。

○田中学務課長 本市の通学バスの対応について御説明をいたします。本市では、主に統廃合となった小学校で、遠距離通学となった児童を対象として、市の通学バス運行基本方針などにに基づき、通学バスを運行しております。現在の運行状況は、小学校4校、10ルートでバス10台、226名の児童が利用しています。今回大きく報道されている静岡県の園児死亡事故以前に、今年7月下旬、かすみがうら市で低学年児童が下校時のスクールバス内で寝過ごした後、本来、降りるバス停以外の場所で降車し、一時行方不明の扱いとなった事がございました。本市では、この報道を受け、再度、運行を委託している3事業者に対して、児童がバスから降りることができなかつたときなどの対応方法について、確認を取っております。以前から事業者では、登校時は学校に到着後、下校時は、最後の停留所又はバス会社の車庫で、必ず運転手が車内の忘れ物チェックを実施しています。その際、万が一、バスから降りることができなかつた児童がいた場合にも、確認ができる状況になっております。また、そのような児童がいた際には、保護者への確実な引き渡しのため、事業者から学校へ連絡し、児童を学校まで送り届けるなどの対応方法を取ることが事業者及び学校で共通認識されているところです。次に、学校における児童の出席管理につきまして、通学バス利用の有無に関わらず、保護者から携帯アプリや電話連絡等による欠席の連絡が入っていない児童については、朝にクラス担任の教員などによる児童の出欠確認時において確認ができます。欠席連絡の確認が取れていない児童については、教員から保護者への連絡を必ず行います。通学バス利用児童については、保護者への連絡で所在の確認が取れなかつた場合は、直ちにバス事業者へも連絡がいきますので、登校時も万が一、バスから降りることができなかつた児童がいた際は、確認を取ることが可能となっています。今回の静岡県の園児死亡事故で、大きな要因となったと思われる、運転手が普段と異なる場合の業務体制及び社内の忘れ物チェックを含めた確認事項につきましても、改めて市から事業者に対し確認を取っておりますが、本市の通学バスでは、事業者内において共通事項として徹底されております。御説明申し上げましたように、本市の通学バスでは、事業者、学校ともに、バス車内の児童の降り忘れに対するチェック体制はできていると認識しているところでございますが、今回の報道を受け、特に低学年児童について心配される所でございます。静岡県の事故を契機として、国及び県では、9月9日及び9月12日付で教育委員会をはじめ各関係機関に通知を出しており、児童生徒がバスを利用する様々な機会における児童の安全確保に関して、各学校において児童生徒がバスを利用する機会を振り返り、場面の切り替わりにおける児童生徒の人数確認のあり方などについて自主的な点検を行い、改めての安全管理の徹底をお願いしますとしております。これを受け、本市では、既に市内の学校に通知内容を周知徹底したところでございます。今後の対応につきましては、引き続き、事業者においては、車内の忘れ物チェックの確実な実施や社内での乗務記録のダブルチェック体制、また、学校においては、出欠確認後に通学バス利用児童について、保護者に連絡したが所在が不明だった場合の事業者への連絡体制を、各学校の危機管理マニュアルに明記しておくなど、具体的な対応について、市から事業者及び学校に対して、通知、連絡等を実施することで、改めて注意喚起を図ったところでございます。説

明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。いかがですか、矢口委員。報告を受けまして。

○**矢口委員** ありがとうございます。この事故が起こってから、個別に課長にお話をさせていただいた後、報道でもいろいろな対応策が流されておりましたけれども、一つ大事だなと思うのは、ヒューマンエラーというのは必ず起こる。それをどうやって防いでいくかという視点に立った時に、それを補ってくれるような設備を考えていくのも大事ではないかなということで、バスはいろいろなチェックをしないと音が止まらないとか、いろいろな装置があるみたいなのですが、可能な範囲でそれを市の負担で付けてあげるとか、そういう手段も御検討いただければと思います。それと、今回の事故を受けた時に気が付いたのは、バスがラッピングされていて、中の様子が見えにくいというのがあって、同様に土浦市のスクールバスも非常に濃いガラスの色を使っているのでも、外が見えにくいというのがあるので、もう一度というか、十分にチェックはしていただいていると思うのですが、更にできることはないのかという視点に立って、できることをやっていただきたいなと要望をさせていただきます。私からは以上です。

○**下村委員長** 私から一つ。この表を見て、問7。こちらから出した詳細をした表ですから、問7で例えば職員への注意喚起とか、再確認という回答をしてきているところが多いのですよね。どのようにやってたのですかねというのが疑問なんです。職員の注意喚起といったらこういう注意喚起の仕方をしたとか、再確認はこういうようにしましたというのがチェックリストであると思うのですよね。だからこれは、頭のタイトルであって、何かこういうことをしましたというのが本来チェックの仕方とか、何かをしたという結果を調べるためには何かがないと駄目なのですね。だからこれは、これでうのみにしてどうですかこれやりましたというだけでは、管理不十分に、指導不足になってしまうなというような気がしますよね。だから、そこらへんもきちっと担当課のほうで御指導いただければと思います。

○**野中保育課長** 先ほどの職員の注意喚起の部分なのですが、バスの運行や添乗に関するマニュアル、危機管理マニュアル。それで、職員に再徹底をしたということですが、ただ、明日に認定こども園の園長を集めた会議がありますので、そちらのほうで再度指導してまいりたいと思います。もう一つ、今回保育課でA3の資料を出させていただいたのですが、こちら具体的な説明を私のミスで入れてしまいましたので、委員会終了後に回収させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○**鈴木委員** 資料を回収するのは勝手に回収してくれればいいのだけれども、問1から問7までを見て、最初は大したものだなと思ったのだけれども、その後学務課長の説明を聞いたら、質問項目が足りないよね。何が足りないかということ、園バスをどこに置いてあるのですかと。要は、園内の見える場所に置いてあるのか、園から離れた場所に置いてあるのかというのが一つ確認しておくべきだと思います。園に近ければ発見する可能性がある。いくら大声を出す練習をしたとしても、園バスが園の施設から離れた所に置いてあるケースでは、発見が遅れますよね。だから、まずそういうところの視点が欠けている、この質問には。だから、バスの置き場を確認すべき。もう一つは、さっき田中

課長が非常に良いことを言ってくれたのけれども、車庫に納車した時に、もう1回運転手さんがチェックする。それさえあれば、防げる訳ですよ。園なんかは特に間違っていると思うのは、ICTを活用して、出欠の確認とか、連絡とかをやっているのけれども、ICTに頼りすぎているから、この前の指導課の事故が起きている。ICTじゃないんですよ。ヒューマンエラーという言葉も出たように、人間の目で確認するのが一番大事。それは、一番最後に車を納めた時に、運転手さんが車の中をチェックするとともに、いるかないかの確認をするだけで、さっきの学務課で作ってあるマニュアルを園のほうにも市のほうがスクールバスでこういうマニュアルを作っているから、これにのっとなって各園でもマニュアルを作るように指導してください。以上です。

○野中保育課長 先ほど鈴木委員からありましたバスの置き場につきまして、こちらも明日会議がありますので、まず、認定こども園のほうから調査してまいりたいと思います。もう一点のスクールバスのマニュアルにつきまして、私の方で学務課からもらいまして、各園の方に照会して、こちらの方の案内文的な確認になるかとは思いますが、こちらの方も指導して行きたいと思っております。以上でございます。

○下村委員長 私から。問7で良い回答しているところもあるんですよ。職員への注意喚起、再確認と書いたところと、きちんと文面でチェックをしますよというふうに回答しているところがあるんですよ。その回答を参考にすると、保育だとか幼稚園関係で経験している方の保育園だと、必ずバスには保育所とか幼稚園教諭が乗るんですね。お迎えで必ず。そうしたら最後に確認をする。降りる時に。降りてもらう時に。それをやらなかったから結果として。やれば今回の事故はないだろうと。だから、運転だとかクラクションを鳴らすとか運転手に確認しなさいというそういう言い方も必要ですけど、一緒に乗ってた人が先におりてしまったらしょうがないでしょう。だから、職員への注意喚起なのでしょけど、それをどのようにしてチェックをするのかということ。子どもの命がなくなっちゃったら、大変ですよ。だから大きな課題として捉えてもらいたいです。子どもさんがお亡くなりになるということはすごく悲しい事ですから。これについてはきちっと指導してもらわないといけないと思います。よろしくお願いします。

○奥谷副委員長 今いろいろ御説明いただいて、ICTを使っているところは効率的だったりということがあると思いますが、先ほど鈴木委員からもあったように、2重3重の目視、最後はアナログで確認をするということが非常に重要なと思います。その徹底をお願いしたいということと、問7のところでもいくつかありますけども、エンジンやクラクションを鳴らす訓練をテレビで見ましたけれども、最後にどうしても子供が取り残されてしまった時に、外に知らせる方法としては非常に有効かなと私は感じました。ただ、子どもだと手で押すのはなかなか難しいところに関しては、お尻で押しなさいと、体重を欠けてクラクションを鳴らしなさいというような指導も有効だと聞いているので、最後の最後に子どもが取り残されてしまった場合に、子供の命を自分で守る、私はここにいるんだということを知らせるためにも、そういった訓練を皆さんに、声掛けをしていただければと思います。あとは海外では車内にセンサーを付けたりだとか、カメラを付けたりなど、義務化しているところもあるということなので、今後、国とか県の動向も

あると思いますが、市でもそういった調査をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○**目黒委員** 私も奥谷委員と同じように、問7の件でクラクションを今回の事件を受けて、多くの幼稚園や保育園でやっているのかと思ったら、少なかったということが意外でしたので、指導の徹底をどうぞよろしく願いします。全部の幼稚園や保育園でやってほしいと思いますし、ある地域で一人一人防犯ブザーを持たせているというところもあるようですので、幼稚園に限らず小学校でも有効かと思しますので、是非検討いただければと思います。指導という意味でこういった時は役立つという指導をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○**加藤こども未来部長** いろいろ今回の調査の結果で、委員の皆様から御意見いただきありがとうございました。この調査の表なのですが、国のほうで、もう既に令和3年8月25日に福岡の事故が起きた時に、指導徹底の管理についてということで、マニュアルと通知がありまして、その通知の中で必ずやらなければいけない項目について、至急調査をした次第であります。なので、細かい所や欠けているところも多々あったと思うのですが、国の方で言われているのは、通園バスだけではなく散歩時とかもダブルチェックをしないと行方不明になってしまったりいろいろあるので、園外活動の前後、通園バスの登園とかの時には、必ず、子どもの人数の確認とダブルチェックを確認することとなっております。なので、ダブルチェックをするという事が国の方でもICTだけではなくて、人力でやりなさいということを言われていますし、今回もこの事件を受けて調査結果を出した後、すぐにまた、一斉通知で調査をかけているところでございます。その調査結果を基に、補助制度や市の対応マニュアルについてもどうやっていくかを検討して行きたいと思しますので、よろしく願いします。

○**鈴木委員** 国から来たのをそのまま出すのではなくて、国から来たものは国から来たもので出す。それを基に足りない部分については、市の方で別に出すべきである。もう一点は、こども未来部という部の性質上、教育員会と保健福祉部、ここの密な連携が取れていないと駄目なんです。教育委員会のほうできちんとしたマニュアルができていのであれば、常に連携をとってそれを反映させるようなお仕事をしていかないと、こども未来部自体の存在意義が分からなくなってしまうので、今後気を付けてお願いします。

○**入野教育長** 鈴木委員からまさにそのとおりであります。2つの部以外にもその他の部も関連するかもしれません。事前に教育委員会とすり合わせをしていたようなのですが、話にあったとおり、まだまだ詰めが足りなかったと痛感しております。今後しっかりと連携といいますか、一緒に横断的に対応できるように尽力したいと思います。ありがとうございました。

○**下村委員長** この辺でこの件に関しては終了したいと思います。

(午前11時50分休憩)

(午前11時55分再開)

○**下村委員長** 委員会を再開いたします。先に4、その他を行います。土浦市公共施設再編・再配置計画の策定についてを議題といたします。これは、前回8月29日でしたが、アンケートが突然来たということで、手順の問題がまず問題だと思います。はっきりしたいのは、再配置や策定委員会がございますから、それぞれでやっていただかないと困るんです。しかし、文教厚生委員会に関することだが、報告がなくて、アンケートをやるということは、手続上の問題があると感じましたので、今回こういう形をとっていただいて、御説明いただきたい。御承知のこととは思いますが、手順を踏まないものは、議会を通りません。議会として最終的には取り扱うことになりますから、委員会のほうにきちっと報告をお願いしたいと思います。それでは、執行部より御説明願います。

○**川村市長公室長** 文教厚生委員会の皆様方には、大変お忙しい中、再度御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。先ほど委員長からありましたとおり、先の事前委員会につきましては、唐突の説明となり、改めてお詫び申し上げます。すいませんでした。それでは、改めて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○**元川行革デジタル推進課長** それでは、説明に入らせていただきます。サイドボックスの資料⑥-1をお開きいただければと存じます。まず、現在、当課で策定を進めております、土浦市公共施設等再編・再配置計画についてから、説明させていただきますと存じます。本計画につきましては、昨年度に改訂いたしました、土浦市公共施設等総合管理計画において定めております、公共施設の施設量や施設配置の適正化を推進するための実行計画といたしまして、今年度中の策定を予定しているものでございます。対象施設につきましては、188の公共施設、計画期間につきましては、令和5年度から令和24年度までの20年間の計画としております。計画の策定方法につきましては、学識経験者や関係機関、団体の役員等10名で組織いたします本計画の策定委員会、市議会議員といたしましては、吉田博史議員に委員となっただいております、こちらの策定委員会により検討、協議を進めている状況でございます。現在予定しております計画の内容といたしましては、資料の(5)にございますとおり、総合管理計画において掲げております縮減目標。内容につきましては、令和37年度における施設総量、延床面積を現在の30パーセント縮減、こちらを達成するための再編・再配置の基本方針が一つ。二つ目としまして、築40年を経過した施設のうち、別途検討を行っている施設などを除きました、施設の方向性を早急に検討する必要がある、資料下部の表にございます記載の10の施設の配置方針。最後3つ目といたしまして、残りの178施設の配置方針の策定スケジュール。以上、3つの内容の策定を予定して進めている状況でございます。進捗状況といたしましては、これまでに2回の策定委員会を開催しまして検討、

協議を行いまして、この度、今年度に配置方針の策定を予定しております10施設につきまして、それぞれの施設の配置方針の素案をお示しさせていただいたところでございます。現時点での配置方針の素案につきましては、お手元に紙で配布させていただきましたアンケート調査の用紙をお開きいただきまして、3ページに記載のとおりとなっております。本素案の作成にあたりましては、アンケート調査の用紙の2ページに記載の4つの内容を踏まえて検討を行っており、その検討内容の詳細が前回お示しししていませんでしたが、サイドボックスの資料⑥-5の参考資料になりますが、ボリュームがございますので、一つ一つの説明は省かせていただきますけれども、内容につきましては、参考資料となっております。こちらの資料でございますとおり、各検討対象施設につきまして、関連する類似機能の施設を比較対象とするなどいたしまして、利用状況や利用者アンケートの結果等を踏まえて、機能の必要性、現位置である必要性、公共施設以外での活用の可能性、集約、複合化等の可能性などの検討を行ってございます。また、同じくサイドボックスの資料⑥-4、こちらにつきましては、主な検討内容を抜粋いたしまして、対象施設ごとに1枚のシートにまとめたものとなっております。先月、8月19日に開催いたしました第2回の策定委員会におきましては、こうした検討内容及び協議により、今年度の検討対象10施設の現時点での配置方針の素案と、本素案に対する市民アンケート調査の内容及び実施につきまして、委員の皆様から御了解をいただいているところでございます。本アンケートにより、市民の皆様の御意見等を伺った上で、11月に予定しております次回の策定委員会で協議の上、再編・再配置計画(案)を作成いたしまして、計画(案)についてのパブリックコメントを実施した後、再度、策定委員会において協議を行い、今年度中に計画を策定するスケジュールで現在進めているところでございます。なお、計画策定後につきましては、引き続き、各施設の所管課と協議、連携しながら、具体的な方策やスケジュール等を検討してまいりたいと考えております。また、残りの178の施設につきましても、全ての施設の配置方針の策定を次年度より進めてまいりたいと存じます。今後は、必要に応じまして、各常任委員会で委員の皆様へ御報告させていただきながら、引き続き計画策定を進めてまいりたいと考えております。また、本日、委員の皆様からいただいた意見につきましては、次回の策定委員会に報告させていただきたいと存じます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。ただ今、元川デジタル推進課長から御説明がありましたけれども、計画策定スケジュールについては、当然、策定委員会の方で審議したことを、我々のほうでも所管になっているところの常任委員会では、説明をしていただく。そして、また、その意見を策定委員会に戻していただくのが手順なのかと思いま

す。そういったことをやったのが土浦認定こども園。これがそういうやり方をしながら、何度か繰返しながら、今に至っているわけです。そういったことが大切なのかなと思いますから、おっしゃったことをやっていただきたいと思います。10施設の中で委員会所管の施設としては、6施設あるわけですよ。その6施設の担当課長から、それぞれ今どんな感じか、廃止になったりするところ、再編になるところ、そういったところについて影響があるかどうかを、それぞれ、教育委員会、保健福祉部、こども未来部、3つの部がありますので、それぞれの御担当から御説明をいただきたいと思います。

○鈴木委員 その前に一個だけよろしいでしょうか。一番最初の計画の目的のところ、縮減目標が令和37年度における施設総量（延床）を現在の30パーセント縮減することを目標に掲げているわけですが、策定委員会の方で話をして決まったのでしょうか、令和37年度における現在と比較しての30パーセント縮減というのは、30パーセントという根拠は何なのか分ければ教えてください。

○元川行革デジタル推進課長 鈴木議員からの御質問なんですけれども、30パーセントというのは、今年度の策定委員会の中で協議、検討して決定したのではなく、昨年度策定いたしました公共施設総合管理計画の中で、30パーセント縮減というものを打ち出しております。こちらの根拠につきましては、今後の人口動向ですとか、あるいはこれまでかかってきている施設に関する費用そういったものをトータル的に判断して、3割削減しても足りない状況ですけれども、目標3割削減ということで掲げているものでございます。以上でございます。

○鈴木委員 大体分かるんですけども、令和37年だから、今から30年先の話で公共施設以外にも、例えば廃校になった学校とか、旧庁舎とかそういうが数字も含まれての30パーセントなのか、別としての30パーセントなのか。

○元川行革デジタル推進課長 ただ今御質問の旧庁舎ですとか、あるいは廃校になった学校も含めて公共施設の総数で188ですので、それを含まれた目標値として設定しているものでございます。

○下村委員長 元川課長、今の話で行くと、固定資産としての償却があるでしょう。47年だか50年だか、ああいったところから見ると、全て壊れますよね。30年もしたら。そういう計画ってこと自体が根本的なものがおかしいのではないかと思います。それと、いわゆる長寿命化計画をされているんですよ。70年持たせると。ああいったことを含めてですね、何か基本的なものの考え方が違うような気がする。長寿命化をしますと、一生懸命やっていますが、30年後と言ったら長寿命化して40年経過したものは、あと30年持たせますから、70年です。概算として、固定資産としての価値が無くなってしまふ、評価が変わっちゃうから。それを持たせるのだから、そういうのがあ

りなのか、そういった基本的なことは検討いただいたほうがいいと思います。無理くり
に持たせること自体がいいのか悪いのか、よく御検討いただければと思います。それと、
鈴木委員からもありましたけど、令和37年は40年たてば、70年になってしまうわ
けですよ。その時に30パーセントではなくて60パーセントくらい壊れてしまうでは
ないですか。そういった検討をされたのかなと感じますけどね。これは今の築年数が並
べていったら、どれだけ持つのか持たないのか、地震耐震だけの問題じゃないんですね。
風雨にさらされる。経年劣化というのが必ず出てきますし、いろんなものが使い方によ
って違うし、修繕の仕方が非常に公共の建物に対して遅いんですよ。25年も30年も
放置して。経年劣化うんぬんよりも劣化が進んでいってしまう。自然に。令和37年に
30パーセント縮減といったけど、実は60パーセントくらいは壊れてしまうのではな
いかという気もする。その辺の検討が先だと思います。よく御検討ください。

○川村市長公室長 ただ今、委員長のほうからお話ありましたけれども、基本計画の判
定結果の中には長寿命化していく結果もございますし、建替えをするという方針という
結果もございますので、その点を加味して、何でもかんでも集約とか無くすとかではな
いところでございますので、御理解いただければと思います。

○鈴木委員 短期目標令和何年とかという短期的なスケジュールは考えに含まれている
のですか。

○元川行革デジタル推進課長 この30パーセントの縮減につきましては、その年度の
目標とかは明確にしておりません。この年度につきましても、お示ししている10施設、
今後の方針を決めなければ、どんどん壊れていってしまうとか、そういったものを選定
させていただいて、今年度、方向性を打ち出せればと思い、進めさせていただいており
ますけれども、残りの178施設を来年度から、短期の予定では3年位かなと考えてい
るのですけれども、全部横並びでこの施設はどうするのかということで打ち出してけれ
ばと考えておりますので、全部揃えば、そういったどの時点でどの位縮減というのが
今の時点では見えてくるのかと存じますけれども、今のところでは、まだそこまで検討
していない状況でございます。

○下村委員長 この辺でこのことについては、置きます。10施設のうち6施設が本委
員会所管の施設であるということですから、まず、保健福祉部の方から自分のところの
施設について、もし、廃止とかいろんなことになったら困るとか、どういうふうにした
らいいとかについてお話を伺いたいと思います。

○小池障害福祉課長 障害福祉課でございます。当課で所管しております、つくし作業
所が障害福祉課の所管となっております。つくし作業所でございますが、知的障害者の
通所施設となっております、隣接のつくしの家の方という扱いとなっております。

場所的には、療育支援センターの2階部分及び1階部分の一部ということになっておりまして、つくしの家とは渡り廊下でつながっている状況となっております。現在の利用者でございますが、つくしの家全体で42名。内訳としましては、つくし作業所の方で26名、つくしの家で16名となっております。利用者の方なんですけど、5年前と比べますと、つくしの家全体で19名減っております。そのうち、つくし作業所としては、4名という状況で、年々利用者は減っている状況ではあります。そして、つくしの家及びつくし作業所の方で実施している障害福祉サービスというのは、ほかの民間企業でやっておりますので、サービスそのものとしては、受け皿はあるのかないのかといえどございます。ただ、つくしの家、つくし作業所につきましては、公的な施設ということもありまして、利用者の方の御意向としては、つくしがいいよというような方が利用されている状況です。したがって、当面、移動してもらいましょうという案内は現場としてはできない。できる限り利用していただくというのが、利用者の方から考えてもいいのではないかと思います。ただ、実際その施設が古くなっているということもありますので、今後、利用者が減って、今までの傾向通り減っていくのであれば、この素案のように、つくしの家の方に集約していくという方向が妥当なのではないかなと現場としては考えております。以上です。

○**下村委員長** ありがとうございます。つくしの家とつくし作業所ですか。移っても施設の老朽化があるから、移っても良いという御判断ですね。

○**小池障害福祉課長** 人数が納まる人数になれば可能かなと。ただ、それが何年までに何人減れば大丈夫かというのは、なかなか言えなくて、何人になればいいよというものも一概に言えませんので、というのは、人によってある程度自分の席を確保してあげないと落ち着かないかな。おうちの中で過ごせる方と、過ごせない方というのがいらっしゃいますので、どういう方が残るかによって、例えば、つくしの家、30人なら30人入りますという中で30人でも大丈夫なのか、25人でも駄目なのかという事になってきますので、何人減ったらというのは、なかなか難しいと考えております。以上です。

○**下村委員長** なかなか難しい話をされていますが、駄目だということは言えないんだ。だから何か別のものを作ってくれという話も必要なんですね。

○**川村市長公室長** つくし作業所ですけれども、本来つくしの家の施設でございまして、つくしの家に入りきらないので、隣の療育支援センターの2階を借りているというのが現状です。ですから、つくしの家の利用者が減っていく中、戻ることができれば、本来の形におさまるといってところでございます。

○**下村委員長** 次は老人福祉センター。塚本高齢福祉課長。

○**塚本高齢福祉課長** 老人福祉センター湖畔荘が高齢福祉課の所管ですので、御説明を

させていただきます。老人福祉センターは、地域在住の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者に健康で明るい生活を営む場を提供する目的で設置したものです。本市では3か所に設置してございまして、そのうち、老人福祉センター湖畔荘は、昭和56年5月に手野町に設置したものです。今年度で、設置から41年目となる施設でございます。本施設の方針につきましては、現在の利用状況などから施設の集約は可能ですが、施設の劣化状況を勘案しながら、3つの老人福祉センターと類似施設である新治総合福祉センター、ふれあいセンターながみねの5施設でのサービスのあり方や適正配置を検討することが妥当ということではありますが、湖畔荘は大規模改修の時期にきており、維持管理費、又は改修費がかさんできているのも事実でございます。5施設の配置という点から考えますと、湖畔荘は本市の東側に位置する施設ですので、配置という点だけで考えますと、残したい施設とは感じてございます。以上でございます。

○**下村委員長** 東側の方になくなってしまいますから、必要だよという感じ。代案を考えていただいて。

○**川村市長公室長** ただ今の五つの施設ですけども、いずれも入浴施設になります。市内に5か所お風呂があるわけですけども、お風呂の施設をどうしていくのか方向性を出さないといけないのかなと感じております。

○**下村委員長** 分かりました。次はですね。1番、生涯学習館。

○**佐賀生涯学習課長** 生涯学習課です。教育委員会生涯学習課のほうで所管しております施設、今回上から4施設ございます。生涯学習館、四中地区公民館、青少年の家、荒川沖東部地区学習等供用施設の4つでございます。順次状況の方を説明させていただきたいと思っております。まず、生涯学習館でございます。こちら以前は、図書館も入っておりまして、今の方に移転をしまして、図書館を利用していた部屋の方も貸館の方に利用変更いたしまして、現在に至っております。ただやはり、施設の方は老朽化が著しいというような所でございます。公民館等と同じように利用者が非常に多い状況でございます。施設が老朽化していることから、今現在、利用していただいている方には、代替えの施設、もし、この施設が老朽化で使用が出来なくなるといったことがあれば、代替えの施設を検討しなければならないという状況でございます。やはり、学習施設ということもございまして、単純にほかの施設に移ろうとすると料金等が非常に高い料金に変更になってしまうというようなこともございますので、学習施設としても利用というようなことを考える必要があるということで課題があるという状況でございます。つづきまして、四中地区公民館です。

○**下村委員長** すいません佐賀課長。所管の分だけ。公民館は市民活動課じゃないのか

な。

○佐賀生涯学習課長 公民館なんですけれども、現在の管理につきましては、市民活動課のほうで管理を行っております。ただ、位置付けとしましては、公民館という社会教育施設としての位置付けが残っておりまして、条例と社会教育施設としてのあり方というものにつきましては、教育委員会の方で持っているというものです。コミュニティーの部分で市民活動課の方というものになっております。そういった位置付けという物が残っておりますことから、全くこちらのほうで関わらないというふうにはいかないところでございます。

○下村委員長 分かりました。すいません。

○佐賀生涯学習課長 公民館のほうの説明を続けさせていただきます。公民館につきましては、各地区ごとに存在するものでございまして、基本的には、長寿命化の方向で検討したいというようなものでございます。四中地区公民館につきましては、現在のところ長寿命化の方向で検討させていただきたいと思っております。つづきまして、青少年の家でございます。こちらが老朽化が著しいという点、現在、雨漏り等がひどい状況で利用できない状況でございます。また、全面借地であるというような課題がございます。こちら本委員会の方でも平成30年の時に現地の視察も行っていただきました。今後、この利用者当時1万5,000人程度御利用いただいておりますが、現在はコロナの影響で非常に利用者が少ないというような状況。また、この体験学習というもののあり方が近年で変わってきているような状況。そういったことも勘案しながら、青少年の家の在り方については検討していく必要があると考えております。つづきまして、荒川沖東部地区学習等供用施設につきましては、荒川沖には東部と西部と2か所の学習等供用施設がございます。今現在ですと、神立コミュニティーセンターという地区が管理しているコミュニティー施設がございますけれども、その前身の昭和の頃から地元の利用というようなことで建てられたそういった施設でございまして、実際の利用は地区のコミュニティーに使っているというような施設でございます。現在は、荒川沖東の地区には公民館が実際には存在しませんで、この施設が公民館的な利用の方法プラス、クラブ活動的な使い方をされているような状況でございます。こちらについては、性質上地元との話合いというものが非常に不可欠であると考えておりまして、地元との協議が必要というような課題が残されている施設でございます。私からの説明は以上でございます。

○下村委員長 次は療育支援センター。佐藤課長お願いします。

○佐藤こども包括支援課長 こども包括支援課所管の療育支援センターについて、御説明いたします。療育支援センターには、発達に特別な支援を必要とする児童や保護者に対しまして、療育に関する専門職が児童福祉法に基づく児童発達支援等の児童を療育支

援センター内と保健センター内の3階で実施しております。現在、今年度の利用児童数は9月現在、療育支援センターでは、31名。保健センター3階では、431名になっております。利用者につきましては、療育の相談をされる方は、年々増えている状況でございます。また、療育支援センターは、昭和55年に建設されまして、塗装や設備等の老朽化が進み、毎年小規模な修繕を行いながら使用している状況です。国では、障害児に対する地域の支援体制を整備するために、平成2年度までに児童発達支援センターを市町村に1か所設置すること。また、本年6月の児童福祉法の改正で、児童発達支援センターを児童発達支援の専門性を生かした中核施設として位置付けております。このようなことから、本市におきましても児童発達支援センターとして現在分散している施設を同一の建物に集約させて、利用者のサービス向上を図ることを目指したいと考えております。以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。ということは、今、療育支援センターは、保健センターの建物に集約したらという考え方でよろしいですか。

○**佐藤こども包括支援課長** 場所のほうは今後検討してまいります。

○**下村委員長** それでもいいのではないかなという感じですね。分かりました。あともう一つ。荒川沖の東部地区学習等供用施設。これは防衛か何かの予算は入っていないのですか。

○**元川行革デジタル推進課長** 委員長おっしゃるとおり、防衛庁の防安施設ということで、補助が入っている建物でございます。

○**下村委員長** これを譲渡することは可能なのですか。

○**元川行革デジタル推進課長** こちら、この建物の耐震性の部分で確認できていない部分がありますので、そちらの問題、あとは地元で通常の地域の公民館として管理している建物について、建物の2階建てで鉄筋コンクリートというのが受けていただけるのかとかそういった問題がございますので、現時点での施設の配置方針ですけれども、正式に計画の中に位置付けられた後に地元の方との協議の上、どのようにしていくのか。例えば、今の建物は壊してくれとの意向かもしれませんし、あるいは現在の建物を修繕して、それから引き渡してくださいとかというような要望があると存じますので、方向性が決まりましたら、担当課とも連携させていただいて、今後の方針を決めていければと思います。現在のところ未定です。

○**下村委員長** この建物は地震耐震になっていないのかな。そうすると、昭和56年以前の建物なのですか。

○**元川行革デジタル推進課長** 耐震性はなしということになっております。先ほどの防衛省のですけれども、こちら令和7年度末で50年経過ということで、それ以降になれ

ばこのまま処分というか、地元にお渡しできるかどうか、そういった部分で動きがあるのかなと考えております。以上でございます。

○**下村委員長** 昭和51年じゃ、地震耐震の前ので、耐震性を検証しなければいけない訳だ。それを地元ですという括弧の書き方おかしいんじゃないですか。不安なものに移管とかいう表現がいかげんなものかというふうに感じます。

○**元川行革デジタル推進課長** 御意見ありがとうございます。そういう風に取りられかねない表現かなと思います。そちらを、今話題になっております建物につきましては、地元の御意向を確認した上で、この建物でという場合は、耐震診断ですとかしかるべき手順を踏んだ上で想定してございます。以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。地元の公民館という考え方だと2,000万円の補助金も変わるわけですから、そちらの活用ができるかどうかも含めて地元へ説明していただければありがたいと思います。青少年の家は、敷地は全面借地の借地利用が出てますけど、土浦市全体で借地のない建物はどれだけあるのか知りたいと思います。それと、借地料と鑑定した結果を比較した時に、借地料が高いのであれば、地元の地主と借地の料金について交渉しなければならないのですよ。そういった順序が先だと。建物については、施設として維持管理が難しくなっているなら壊すとか。しかし、ここには先ほど課長からお話がありましたけど、コロナ禍において、利用者数は当然減っているのですね。ところが、グランドゴルフとかキャンプをやっているガールスカウトやボーイスカウトの方、キャンプファイヤーができる施設になってます。そういった施設として残せるのかどうか検討が必要であって、建物そのものはどうしようもないなら、壊すべきであります。耐震性がなくて不安であれば。しかし、何かほかの使い道がないか考えなければいけないという感じがしますし、当然、借地料についてはきちっとした鑑定をしていただいて、結果として高いなら安くしてくださいというのは当然のことであると感じますので、その辺りの交渉をしてからの話が必要。ここに、敷地は借地料が生じていることからとあるが、借地が生じているなら、178施設あるの。全て借地料は全部出してください。鑑定したものを出してくれないとどうしようもないでしょう。検討しようがない。強い言い方でごめんなさい。それは後で出してください。よろしくお願いします。あと、四中地区公民館。これは、長寿命化で検討を進めるという話だが、長寿命化できるだけの年数、40年くらい経っているのかな。

○**佐賀生涯学習課長** 四中地区公民館につきましては、既に40年以上、42年経過している施設でございます。昨年度、公民館につきましては、長寿命化計画の候補を策定させていただきまして、耐震であったり、老朽化した部分であったりの確認は済ませております。基本的には80年を目安とした長寿命化を検討するような形で計画の方は策

定させていただいております。以上でございます。

○**下村委員長** いろいろあるんでしょうけど、長寿命化でエレベーターを付けられるのか、付けられないのか、三中地区公民館についてもその頃いっぱい作った施設は、2階がホールになっていて、1階が厨房とか、エレベーターが無い。高齢社会の中で、我々が議会報告会を六中地区公民館でやった時に階段上っていった方が急に倒れたんです。この後は大変悲しいのですが、お亡くなりになられた。こういう事態があるので、エレベーターが付くとかつかないとか構造的にどうのというのものもあるんでしょうけど、付けられるなら付けるべきなのです。そういう考え方が必要なのかなと思います。長寿命化でやるのであれば、そういった検討も必要なのかというふうに感じました。配置方針の対象10施設の中に入っているから、何かの形で変わっていきたくらうと思う。つぎには、生涯学習館は、ほかの施設における可能な利用者数であるということで、閉館して、他の施設に移転するというところでよろしいのかな。佐賀課長。

○**佐賀生涯学習課長** 単に利用者数の数字だけで言えば、ほかの施設で分散すればというようなどころではございますが、ただ、利用料金につきましては、やはり学習施設とそれ以外の施設では、かなりの開きがあるといった課題が残されている状況でございます。今ある方たちが倍以上の金額の施設の方で行っていただけるかどうか、利用者に対する提言や説明は必要になってくると考えております。

○**下村委員長** ありがとうございます。スクラップアンドビルドは必要なので、後にいろんなことを考えていかないといえけないと思います。その中で必要なものと必要じゃないものは当然、各部長さん方は庁内会議とかでいろいろと会議されるでしょうから、その辺を前向きに捉えていただいて、進めていただければと思います。利用者がいるものについては、担当課長で打ち合わせいただいて進めてほしいなということ。代替案があるのであれば、それを早めに見つけていただきたいと感じ、廃止するということは大変なこと。作るということはやさしいことと感じます。廃止するのであれば、廃止するなりの説明がきちとなされて、誰もができるという訳にはいかないですけども、スクラップアンドビルドという大切な言葉もありますから、市の財産を削減しなければならぬという方針もありますので、その辺も含めてやらなければいけないこともあります。

○**鈴木委員** 公室長に来ていただいて、私がこういうことを言うのも申し訳ないのですが、そもそも文教厚生委員会で話をする問題ではないんですね。たまたま文教厚生委員会の対象施設があったから、それについての結果報告を受けたという解釈をしていただきたいと思います。再編計画に対しての文教厚生委員会が意見を出してしまうと、ほかの委員会もどうだとなってくるので、これについては、1回議運の方でこういう計画が

あって文教厚生委員会で審議したけれども、ほかの委員会でもやるべきかどうか。議会の公平性の問題もありますので、余り踏み込んだ話はできないのかなと感じています。今日私たちが言った意見は、あくまで参考程度にとどめておいていただかないと、議会全体のバランスが崩れてしまいますので、あくまでも文教厚生委員会の枠は私たちは抜け出すわけです。再編計画の難しい点というのは、一つのものを動かして、ほかとくっつけるというのは、一つの委員会の範ちゅうではない訳ですよ。そういう側面もありますので、その点を十分理解していただいて、ほかの議員さんたちからクレームが来た時にそうじゃないというところはきちっと説明を。特に総務市民委員会の案件であると思うし、その報告をしていただいたということで解釈しますので、その点よろしく願います。

○**川村市長公室長** 御意見ありがとうございます。前回、事前委員会で説明させていただきました。産業建設委員会でも説明をさせていただいております。産業建設委員会所管の施設もございますので、説明をさせていただいております。今後、外部委員である策委員会と並行する形で各委員会の方に説明しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○**下村委員長** 市長公室長からお話があった、その都度説明、報告は必要かなと。我々の所管でこれをどうこうというのはなかなか難しいです。だからこそ報告だけはいただかないと困ると思います。我々も意見は出のですが、大義名分があれば大丈夫なかなと感じますので、その辺はしっかりと説明していただいたほうが良いと感じます。本来、全協とか議運なのか分からないですけど、説明がなされていると全然違うわけですよ。それが今回、手順がちょっと狂っちゃたのかなという気がするんです。その辺を深くお考えいただいて進めていただければ、うまく処理できるような気もいたします。よろしく願います。この辺でよろしいでしょうか。それでは、執行部の方は退席して結構です。お疲れ様でした。

(執行部退席)

○**下村委員長** つづきまして、協議事項(3) 請願・陳情の審査に入ります。新規の請願、受理番号8 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願となります。タブレットは資料⑤を御準備ください。事務局より請願書の朗読をお願いします。

○**鈴木議会事務局書記** 朗読させていただきます。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に掛かる意見書採択を求める請願。請願趣旨。学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策への対応も含め解決すべき課題が山積みしており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保するこ

とが困難な状況となっています。豊かな学びや働き方改革を実現するには、加配の増員や配置増など教職員定数改善が不可欠です。昨年度、改正義務標準法が改正され、小学校の学級編成標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられました。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校での35人学級の早期実施が必要です。さらにきめ細かな教育をするためには、小学校や中学校において、30人学級などの実現が不可欠です。義務教育費国庫負担制度については、三位一体の改革の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。一方、厳しい財政状況の中、独自財源により、人的措置を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として、定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保証するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、政府予算編成において本請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関への意見書提出をお願いいたします。

○**下村委員長** 委員の皆さんへ御意見等を伺います。

○**矢口委員** 今朗読していただいた請願の趣旨の中で、私自身もどうなのかなという迷うところがあるので、発言させてもらいます。真ん中から下の方で独自に人的措置を行っている自治体があると。そこはプラスの部分ですよ。それは自治体の特色というか悪いことではないような気がする。教育は一定水準は必要ですが、自分のところで頑張って教育環境を良くしていることが果たして悪い事なのかなと疑問があるんですけど、皆さんどう思われますか。

○**塚原委員** 悪い事ではないと思う。自治体によって格差が出ちゃうんだったら、均等にしていればいいのではないかとということだと思う。土浦市も会計年度職員でひまわり学級さんとかいろんなところで補助で、土浦でも補助を出していると思うんだけど、ただそれが、出せてる自治体と出せない自治体があるのであれば、子どもたちに差がついちゃうから、それを出せるようにしてくれということだと思うので、出してることは悪いことだとは思っていない。

○**矢口委員** そういう解釈でいいんですか。

○**塚原委員** みんなが一律同じように出せるような環境を作るのが国じゃないのということだと思う。

○**奥谷委員** 毎年これ出ているんですけど、去年の意見書を見ると、ちょうど今このおっしゃった部分が全部逆になっているんですよ。義務教育費国庫負担制度は三位一体の中で、国の補助が2分の1から3分の1へ引き下げられたというのが、去年は先にあって、今年は何でか分かりませんが、入れ替わっているというのが、ここの部分が強調され

るようなイメージが付くのかなと私も今見ていて思ったのですが。2分の1、国から今まで半分出ていたのが3分の1になったと。その上で、自治体がそれぞれの財政の状況によって出せるところは補っているという、そういう解釈の仕方かなと私は読み取ったのですが。それは、各自治体の財政の状況であったり、教育への予算の振り分けの状況だったり、そこは変わってくるのかなと感じました。

○鈴木委員 文言の修正は正副委員長に一任したいと思います。

○下村委員長 そのほか意見よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 それでは、受理番号8の請願の採決をいたします。まずは、継続審査としたほうがよいという方はいらっしゃいますか。

(「なし」という声あり)

○下村委員長 いらっしゃらない。それでは、請願の受理番号8の請願採決をいたします。まず本請願を採択する方は挙手願います。

(7名全員挙手)

○下村委員長 賛成多数です。不採択はなしでした。ただ今採択いただいた請願書に対して、提出する意見書文案の御審議をお願いします。

○鈴木委員 中身は正副委員長にお任せします。

○下村委員長 これで付託されました請願、陳情の審査は以上になります。後ほど委員の皆さんは意見書に署名をしていただきますので、よろしくお願ひいたします。つぎに、各種委員会等委員の選出についてになります。土浦市民生委員推薦会委員をお願いします。2名の選出となります。前回までは、塚原委員、奥谷委員です。いかがいたしましょうか。

○鈴木委員 地域的な問題なのですが、南のほうに偏ってしまうと北のほうの区長さんたちから言われたのだが、ちょっと推薦の段階でということがあるようなので、できれば私にやらせていただきたい。

○下村委員長 鈴木委員から民生委員会委員になりたいという申し出がありました。まずは鈴木委員の申出皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○下村委員長 そうすると奥谷委員と塚原委員。

○目黒委員 私も立候補したい。

○塚原副委員長 良いんだけど、今持ってるやつとバランスを考えないと。皆持ってるやつが誰かに偏ってしまうとよくないと思うので。俺は別に変わってもいいんだけど。

○下村委員長 今委員いくつかやってらっしゃるでしょ。あまり偏っても負担になりま

すので、できればバランスよく。

○塚原委員 そのままやってもらってもいいし、どちらでも。

○下村委員長 すいません、まずは、鈴木委員よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○下村委員長 つぎにバランスだと無くなってしまうというのが塚原委員と奥谷委員ですが、どちらか。目黒委員は。

○目黒委員 辞退します。

○塚原副委員長 私下ります。

○下村委員長 では、今までとおおり、奥谷委員でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○下村委員長 分かりました。それでは、土浦市民生委員推薦会委員には、鈴木委員、奥谷委員にお願いいたします。以上で文教厚生委員会を閉会します。